

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 3 7 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 31 年 2 月 25 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

### 第 1 監査の対象

平戸市総務部人事課

### 第 2 監査の期間

平成 30 年 10 月 29 日（月）、30 日（火）

### 第 3 監査の概要

#### (1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

#### (2) 監査の対象とした事項

平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### (1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

#### (2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
  - ① 公印の管理状況
  - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
  - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
  - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした平成28年度及び平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

### 【指摘事項】

#### 1. 週休日の振り替え勤務に伴う時間外勤務手当について

週休日の振り替えを行った週の勤務時間が平戸市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間（1週間当たり38時間45分）を超えた場合は、平戸市一般職の職員の給与に関する条例第22条第3項において「時間外勤務手当として支給する。」と規定されているが、支払われていないものが見られたので、適正な事務処理に努めていただきたい。

## 第6 むすび

人事課の所管事務となっている平戸市公共施設等総合管理計画は、施設類型ごとに更新、統廃合、長寿命化など、公共施設をどのように管理していくか、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方や将来的なまちづくりの視点から策定されているが、施設の統廃合や安全確保を推進する施設の選定等「意志決定」に関する方針を定める基準を設け、個別施設の方向性については、協議により決めるとしている。したがって今後とも計画の進捗状況等について評価を実施し、事業を推進していただきたい。

加えて、公共施設の総合管理に欠かせないのが、資産台帳の精度を上げることである。施設ごとの減価償却費、除売却費等を算出することで、各施設の選定となる意思決定に関する基準の構成要因の一つとなりえる。このことについては、公有財産を統轄する企画財政課と十分な協議を進めていただきたい。

地方自治法の改正（平成29年6月9日公布）により、市町村長（指定都市の市長を除く。）は、地方公共団体の事務執行の適正さを確保するため、地方公共団体における内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備するよう努めな

ければならないとしている。国はすでに「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革」を公表しており、内部統制の目的である業務の有効性及び効率化、財務報告の信頼性、資産の保全、法令等の遵守は、これまでの行政改革を包括したものであり、地方公共団体の運営にとって必要な視点となっている。人事課は行政機能及び内部組織の適正化をつかさどる部署でもある。本市においても内部統制体制への整備を推進されるよう強く要望いたします。

＜参考＞指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。